

2021年度の「下限予定利率」・「最低積立基準額の算定に用いる 予定利率」の推計値について

2020年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DBにおいて、財政計算の基準日が2021年度となる場合の「下限予定利率」を推計しました。

併せて、2020年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DBにおいて、最低積立基準額を算定する際の基準日が2021年度中となる場合の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を推計しましたので、ご案内いたします。

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

- I. DBにおける、2021年度の「下限予定利率」の推計値について
- II. DBにおける、2021年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計値について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

I. DBにおける、2021年度の「下限予定利率」の推計値について

- 2020年12月発行の10年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DBにおいて、財政計算の基準日が2021年度となる場合の「下限予定利率」は、以下のとおりと推計されますので、ご案内いたします。
- なお、例年どおりであれば2021年3月頃に、厚生労働省より告示にて正式に公表されるものと考えられます。

下限予定利率（当社推計）

⇒ 財政計算の基準日が**2021年度**となる場合：**0.0%**

【「下限予定利率」の推移】

年 度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (推計)
予定利率	▲0.1%	0.0%	0.0%	▲0.1%	0.0%

< 「下限予定利率」の推計 >

- ・「下限予定利率」は、直近5年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均、又は直近1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率を基準として、厚生労働大臣が定めることとされています。
- ・今回決定した2020年12月発行の10年国債の応募者利回りは、0.019%となったことから、
10年国債の応募者利回りの直近1年平均：0.005%
10年国債の応募者利回りの直近5年平均：0.005%
となります。
- ・この結果に基づき、「下限予定利率」を「0.0%」と推計しています。

Ⅱ. DBにおける、2021年度の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計値について

○2020年12月発行の30年国債の応募者利回りが決定したことを受けて、DBにおいて、最低積立基準額を算定する際の基準日が2021年度中となる場合の「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、以下のとおりと推計されますので、ご案内いたします。

○なお、例年どおりであれば、2021年3月頃に告示で、厚生労働省より正式に公表されるものと考えられます。

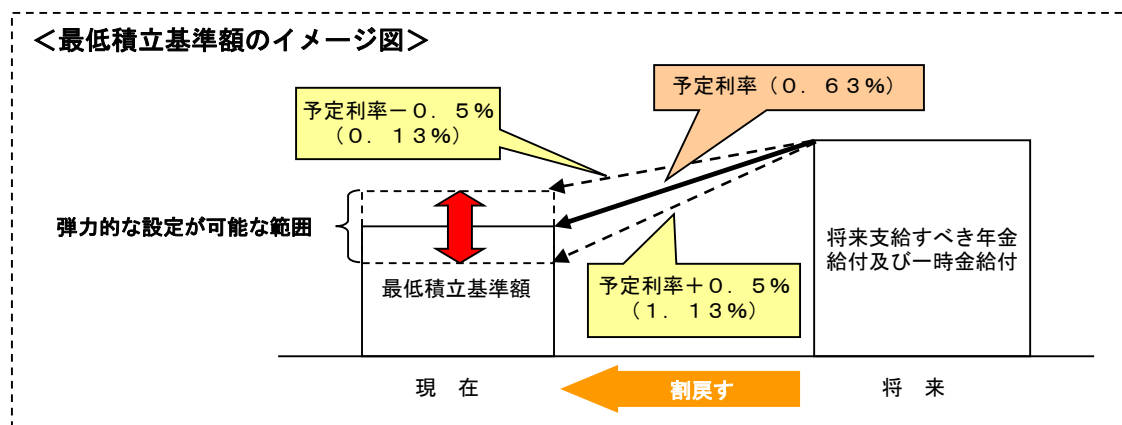
最低積立基準額の算定に用いる予定利率（当社推計）

⇒ 最低積立基準額を算定する際の基準日が2021年度となる場合：0.63%

【「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移】

年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (推計)
予定利率	1.46%	1.24%	1.05%	0.81%	0.63%

※ 当予定利率に、0.5%以内の数値を加減して得た率を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です（「最低積立基準額のイメージ図」を参照。）。ただし、基金型DBは代議員会の議決、規約型DBは労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得る必要があります（詳細は、NISSAY年金NEWS2019.4.2号「DBの非継続基準の予定利率について（通知の発出）」をご参照ください）。



＜「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推計＞

- ・「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」は、30年国債の直近5年の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。
- ・2020年12月発行の30年国債の応募者利回りが0.648%となったことから、直近5年平均利回りは0.634%となります。
- ・この結果に基づき、「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」を「0.63%」と推計しています。